

国立市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、国立市下水道用マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）について、本来の目的以外のために使用する際の取扱いに関し必要な事項を定め、もってデザインの適正な活用を図り、本市の下水道に対する理解と関心を高めることを目的とする。

(デザインの定義)

第 2 条 この要領の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(デザインに関する権利)

第 3 条 デザインに関する一切の著作権及び著作者人格権は、国立市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用の許可申請)

第 4 条 デザインを使用しようとする個人又は法人（以下「申込者」という。）は、あらかじめ国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用申込書（第 1 号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって使用するとき
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 5 款に規定する著作権の制限規定に基づき使用するとき
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき

2 市長は、前項の規定により使用申込があったときは、その内容が下水道事業の PR 等、市の施策に対する貢献や市内経済の活性化に寄与するか否かを審査の上、使用の適否を決定し、国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用（変更）承認通知書（第 2 号様式）又は国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用（変更）不承認通知書（第 3 号様式）を申込者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 市の権利を侵害し、又は品位を傷つけるおそれがあるとき
- (3) 特定の個人・法人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させるおそれがあるとき
- (4) 不当な目的又は利益のためにデザインを利用するおそれがあるとき

- (5) デザインを自己の商標、意匠等として独占排他的に使用するおそれがあるとき
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来すおそれがあるとき
- (7) その他市長が使用について不相当と認めたとき

4 市長は、デザインの使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第 5 条 デザインの使用承認に係る期間は、1回の申込につき1年以内とし、前条の使用承認の際、市長が定めるものとする。ただし、使用期間を定めることが困難な場合には、前条第4項に基づき、使用期間に代わる条件を付することができる。

(使用料)

第 6 条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 デザインの使用承認を受けた個人又は法人（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第3項第1号ないし第6号に該当する行為をしないこと
- (2) 使用承認された目的及び態様にのみデザインを使用すること
- (3) 使用承認に係る地位の全部又は一部を名目のいかんを問わず第三者に譲渡し又は利用許諾しないこと
- (4) 第2条で定められたデザインを正しく使用し、デザインの形状及び配色等の変更をしないこと
- (5) デザインのイメージを損なう使用をしないこと

(使用の報告)

第 8 条 使用者は、デザインを使用して作成した物品がある場合は、その公表に先立って作成した物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、作成した物品の提出が困難であるときは、その形状等を把握することができる写真等の提出をもって、物品の提出に代えることができる。

(使用内容の変更)

第 9 条 使用者は、承認を受けたデザインの使用内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用変更申込書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込に基づき変更の適否を決定し、国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用（変更）承認通知書（第2号様式）又は国立市下水道用マンホール蓋デザイン

使用（変更）不承認通知書（第3号様式）を使用者に交付するものとする。

3 前項の変更承認の基準については、第4条の規定を準用する。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認（前条の変更承認をしたときは、変更後の使用承認）を取り消すものとする。

（1）第4条第3項第1号ないし第6号のいずれかに該当する事由が判明したとき

（2）第7条各号に規定する遵守事項に違反していると認められるとき

（3）偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書（第5号様式）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による取消後において、使用者は、取り消された承認に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、承認を取り消された使用者に対してデザインを使用した物品の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 前条の規定によりデザインの使用許可を取り消した場合において使用者に損害が生じて、市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインの使用について使用者と第三者との間に争訟、苦情等が生じたときは、速やかに市長に報告し、すべて使用者の責任と負担において、その紛争の処理及び解決を図るものとする。

（損害賠償等）

第12条 前条第1項に規定するもののほか、デザインの使用を承認したことに関して使用者に損害が生じた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

2 使用者は、デザインを使用した物品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決するものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

3 使用者は、デザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償するものとする。

（権利設定の禁止等）

第13条 申請者及び使用者は、デザインについて意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしてはならない。

2 この要領によるデザインの使用の許可は、使用者が独占的にデザインを使用する権利

を与えるものではない。

3 この要領によるデザインの使用の許可は、使用者または作成された物品等について市が推奨又は保証するものではない。

(第三者に対する許可)

第 14 条 市長は、使用者に係る作成した物品と同一または類似の物品等について使用者以外の者から国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用許可申込書の提出があったときは、当該申込に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は、当該承認について異議を申し出ることはいできない。

(使用実績の報告)

第 15 条 使用者は、デザインの使用期間満了後速やかに国立市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事務所掌)

第 16 条 この要領に関する事務は、都市整備部下水道課が行う。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

別図（第2条関係）

デザイン		
使用色	ブラック、ホワイト、レッド、ピンク、ブルー	ブラック、ホワイト、レッド、ピンク、桃色
デザイン		
使用色	ブラック、ホワイト、レッド、ピンク、 バイオレット	ブラック、ホワイト、レッド、ピンク、柿色
デザイン		
使用色	ブラック、ホワイト、レッド、ブルー、 イエロー、ライトグリーン、柿色	ブラック、ホワイト、レッド、ブルー、 イエロー、ライトグリーン、サング、柿色